

浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第7回）

《日 時》令和3年9月10日（金曜日）

午後2時30分から午後3時45分まで

《場 所》舟渡ホール1階 レクリエーションホール
（WEB・書面形式併用）

次 第

- 1 開 会
- 2 東京都挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 検討会（午後2時30分～午後3時30分）
 - (1) 設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料1】
 - (2) 委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料2】
 - (3) 第6回検討会の振り返り・・・・・・・・・・ 【資料3】
 - (4) 工事の進捗について・・・・・・・・・・ 【資料4】
 - (5) 高木植栽の検討について・・・・・・・・・・ 【資料5】
- 5 今後のスケジュール・・・・・・・・・・ 【資料6】
- 6 閉 会
- 7 現地視察（午後3時45分～午後5時00分）※希望者のみ

【配付資料】

- 資料1 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会
設置要綱（改正案）
- 資料2 委員名簿
- 資料3 第6回検討会意見回答書
- 資料4 東京都工事の整備状況について
- 資料5 駅前広場への高木植栽の検討について
- 資料6 今後のスケジュールについて

浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 設置要綱（改正案）

平成30年11月28日

改正 平成31年 1月21日

改正 令和元年 5月27日

改正 令和元年 7月29日

改正 令和3年 2月10日

改正 令和3年 9月10日

（設置）

第1条 障害者や高齢者をはじめとする全ての利用者が使いやすい道路となるよう、北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場及びその付近における特定事業の実施にあたり、利用者の参画に基づき、意見交換をしながらバリアフリー化を図ることを目的として、「浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場及びその付近における特定事業の実施に関すること。
- （2）浮間舟渡駅駅前広場及びその付近におけるバリアフリー化に関すること。
- （3）その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、別紙2に掲げた職にあるもの又は事務局が新たに指名したものをもって組織する。

2 委員の任期は、検討会の設置の日から、検討会を解散する日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、あらかじめ事務局が指名したものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、事務局において総括し、及び処理する。なお、事務局は、東京都建設局道路管理部安全施設課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年2月10日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 委員名簿

資料 2

令和3年9月10日現在

委員			
学識経験者	(会長)	中央大学研究開発機構准教授	
	(副会長)	日本工業大学建築学部建築学科教授	
	(副会長)	中央大学研究開発機構助教	
高齢者、 障害者団体等		北区障害者団体連合会副会長	
		北区肢体不自由児者父母の会顧問	
		自立生活センター・北代表	
		公益社団法人認知症の人と家族の会会員	
		北区視覚障害者福祉協会会長	
		北区聴覚障害者協会幹事	
		NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会事務局長	
		NPO法人尚道手をつなぐ会 たいよう事業所管理者	
		区民（北区）	
		区民（北区）	
		北区シニアクラブ連合会会長	※
		北区民生委員児童委員協議会赤羽中央地区会長	
		北区浮間西町会幹事	※
		北区浮間本町商店会長	
		板橋区舟渡町会副会長	
	東京都立王子特別支援学校主幹教諭		
公共交通事業者		東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長	※
		国際興業株式会社運輸事業部業務課課長補佐	
		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長	
		公益財団法人東京タクシーセンター指導部指導業務グループ施設関係係長	
関係行政機関		警視庁赤羽警察署交通課長	
		北区まちづくり部都市計画課長	
		北区土木部土木政策課長	※
		北区土木部施設管理課長	
		板橋区福祉部障がい者福祉課長	※
		東京都都市整備局都市基盤部交通政策担当課長	
		東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	※
		東京都第六建設事務所管理課長	
		東京都第六建設事務所補修課長	※
		東京都東部公園緑地事務所管理課長	※
事務局			
	東京都建設局道路管理部安全施設課長	※	

※：令和3年9月10日 改正箇所

令和 3年 3月
道路管理部安全施設課

浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会
委員意見・回答

1. ご質問、ご要望

1. これまでの整備内容について（資料2）

Q 1

タクシー乗り場のスロープの色は、なぜカラーコンクリートと異なっているのか。視覚障害者はフラットなところで乗降する想定であると思うが、発達障害だけでなく、ロービジョンの人も見にくいと思う。今後のために検証してほしい。

A 1

○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 第13条7より、「傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。」を準用し、スロープ部と平坦部で色を分けて施工しています。

ただし、ご指摘いただいた通り、「見にくい」、「コントラストの差が大きく穴に見えてしまう」などのご意見を頂いており、見え方についても配慮が必要だと認識いたしました。大変申し訳ございませんが、既に施工が完了しているため本事業での対応は困難ですが、モデル事業における新たな知見の一つとしてとりまとめさせていただきます。

Q 2

タクシー及び一般車の降り場を3箇所にしたことによる利便性はどうか。

A 2

○今後、東京都工事においてバス乗降場や荷捌きスペース、タクシープールを設置するため、駅前広場整備後に総合的に検証したいと考えています。

Q 3

最後尾の一般車乗降スペースに、車体後方からの車いす乗降の安全性を確保するゼブラと障害者優先の国際シンボルマークの表示、そして上屋の整備ができないか。

A 3

○車いす使用者が、車体後方から乗降する場合は、スロープ部を利用いただき、横乗りUDタクシーなど車体の横から乗降する場合は、段差ありの乗降場を利用しただくことを想定しています。

乗降場の利用者は、乗降方法によりスロープ部か段差部のどちらを利用するか選択できる利点があります。しかし、優先表示をすることにより、停車位置を限定してしまうことが考えられます。

また、一般車乗降場の最後尾は、バス降車場から発車するバスの軌跡を考慮すると、車体後方からの車いす乗降のスペースを確保することは難しい状況となっています。

国際シンボルマークの設置及び上屋の整備は、本事業での対応は困難ですが、モデル事業における知見として、とりまとめさせていただきます。

障害当事者の利用をできるだけ考慮した乗降場の形態とはいえども、ハード整備のみでは完全な対応ではない事項があります。整備されたハード環境の性能が十分に発揮されるよう、運用面における実態や課題を踏まえつつ、利用者に対する啓発など路面表示以外の方法について、引き続き対応を検討させていただきます。

Q 4

北区の周辺地図がタクシー乗り場の左にあるが、表示範囲が北区内中心となっている。一方、板橋区はやや外れたところにあり、板橋区中心に表示されている。区境などの事情もあると思うが、利用者の便宜を考えると並んで立っていると分かりやすいと思う。

A 4

○現時点では、既存の掲示板等は再利用することを考えています。頂いたご意見については関係機関と情報共有いたします。

Q 5

一般車エリアについて、利用案内を計画しているか。タクシーの車列前、停止線あたりで乗降する一般車を何度か見掛けた。習慣化してしまうと理想の形に戻すのが大変になると思う。

A 5

○道路交通法 第9節 第44条3より「横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分」については駐停車が禁止となっております。タクシー車列前の停止線あたりは駐停車禁止の区間ですので、交通管理者と情報を共有させていただきます。

Q 6

今まで検討会で話されてきたものを実際に工事が終わっている写真等を通して見られるのは、とてもわかりやすい。ただ、障害当事者として、緊急事態宣言中でなければ実際に浮間舟渡駅に行き、見て体験したかったが、実体験の意見が言えないのが残念である。

A 6

○新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、東京都工事完了後における現場確認の実施について検討いたします。

2. 東京都工事の整備内容について (資料3)

Q 7

J Rがカラー舗装や誘導ブロックを工事してから、東京都の敷地を工事するまでに時間が経過している。施工時は連続性を考えて細心の注意をお願いしたい。

A 7

○令和2年3月の工事不調後、設計の見直しから工事発注までに時間を要し、J Rの工事施工後から時間が経過してしまい申し訳ございません。
カラー舗装は東京都工事着手時点におけるJ R敷地の舗装色に近い色とし、誘導用ブロックについては、J R施工部分から連続させるとともに工事中に途切れることがないように注意して施工いたします。

Q 8

荷さばきスペース①付近の植え込み内通路を、荷さばきスペース②のように荷さばき車両に沿わせた方が、歩行者動線、荷さばき作業上有効ではないか。

A 8

○荷さばきスペースの設置にあたっては、可能な限り、高木の撤去が生じないように設計をしています。荷捌きスペースの形状変更は、図面の修正から関係機関との協議までに時間を要するため、本事業での対応は困難ですが、モデル事業における新たな知見の一つとしてとりまとめさせていただきます。

3. 東京都工事のスケジュールについて（資料4）

Q 9

東京都の工事が完了する前に、現地の視察を兼ねた検討会があってもよいのではないか。

A 9

○視覚障害者誘導用ブロックの設置位置の確認等については、利用される委員の方に事前相談の上、施工前に現場を視察することを検討しております。なお、現場視察に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえて、人数を絞って実施することも考えられますので、ご理解のほどお願いいたします。

Q 10

コロナ禍における工事の遅れや変更などは生じていないか。

A 10

○令和2年3月の工事不調後、新型コロナウイルスの影響により、設計の見直しから工事発注までに時間を要しておりましたが、令和3年1月に工事を契約いたしました。現在は現場着手に向けて準備中のため、新型コロナウイルス感染症の影響による遅延、変更は生じておりません。

4. 工事期間中の安全対策について（資料5）

Q 1 1

工事期間中の工事作業員等に対する新型コロナ感染拡大防止に関する安全対策も求められるのではないかと。

A 1 1

○東京都発注工事は『東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン』に基づき、検温や休憩時間の分散、アルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に努めることとしています。

Q 1 2

工事期間中の安全対策が健常者による机上だけのものになり、一時的なものとはいえ、危険が生じないようなチェックはできているのだろうか。人命にも関わることなので十分な配慮を願いたい。

A 1 2

○安全対策については、資料5に記載している対策のほか、工事期間中の利用者や委員の皆様からのご意見も踏まえ、安全に通行できるよう適宜、対策を検討いたします。

5. その他

Q 1 3

駅前広場にはバスもタクシーも一般車両もどんどん入ってくる。ロータリー脇には一般車両が停まっていて、買い物を済ませて大きな荷物を抱えた人、杖をついた高齢者、ベビーカーや子供も車の通行の合間をぬって広場をつつき、ロータリー脇の車に乗り込んでいる。見ていてとても危うく感じた。広場が狭いので、タクシープールなどとれるのか。

A 1 3

○中央サークルを改良し、タクシーが6台停車できるタクシープールを設置いたします。一般車は一般車乗降場に3台停車するスペースを確保していますので、乗り降りの際は、駅前広場内の車道を通ることなく、車に乗り込むことを想定しております。

Q 1 4

広場におけるタクシー乗降場の検討が、車いすの乗降に問題の多い横乗りの UD タクシーの普及を前提に検討され、ほとんどの介護タクシー、車いす送迎車で利用されている車体後方からの車いすの乗降に対する安全なスペースの整備が不十分だと思う。

一方で荷さばきスペース 2 箇所、タクシープールの整備と、交通結節機能や交通安全性が拡充し、バリアフリー検討会の目的が希薄になってしまったことが残念である。

A 1 4

○車体後方からの車いすの乗降に対しては、タクシー乗車場及び一般車乗降場兼タクシー降車場にそれぞれ 1 箇所ずつスロープを設けることで、段差を解消した乗降場を整備しております。

荷捌きスペースやタクシーの待機場についても、地元のご意見などを参考にさせていただき、浮間舟渡駅駅前広場の限られたスペースの中で、最大限の配慮をさせていただきましたのでご理解のほどお願いいたします。

Q 1 5

参考資料 1 の 3-1 に関して、バス降車場と駅舎間の視覚障害者誘導用ブロックが途切れているので、都側で数枚でも警告ブロックを一旦終わりの意味の横棒部分として敷いてもらえると良いと思う。計画の途中とはいえ線路止めのない終着駅のように危ないかと思う。

A 1 5

○誘導用ブロックが途切れていることについては、説明や周知方法など対応について、引き続き検討いたします。

Q 1 6

整備工事の進捗状況について、適宜情報提供を頂きたい、よろしくお願い致します。

A 1 6

○工事の進捗については、適宜、検討会等でお知らせすることを考えております。

2. ご意見

- ・乗り場の運用面について、法人・個人事業者への周知に時間差、また理解の差を感じる部分もあるので、今後とも情報共有等に配慮していきたい。
- ・タクシープールがこれから設置のため、設置前後の状況把握、情報共有について、これまで以上に配慮していきたい。
- ・十分な安全対策をなされていると感じるが、タクシー業界での協力内容があれば、ご教授頂きたい。

事務局

○今後もタクシープールの整備などにより、タクシー事業者の皆様の運用形態が大きく変わっていきます。引き続き、工事中の形態も含め情報共有させていただきますが、法人・個人事業者の方々への周知などご協力のほどお願いいたします。

- ・参考資料1の1-1に関して、確かにJR施工箇所は完成当初まぶしく感じた。先日再訪したところ少し経年で馴染んできたと思う。「今後の方針」のようにお願いしたい。
- ・参考資料1の2-4に関して、弱視にとってはコントラストに違いがあった方が路盤の変化を予測しやすいが、確かに大きすぎても大きな影や穴のように見える可能性もあり我ながら思いが至らなかった。

事務局

○参考資料1の今後の方針の通り、東京都敷地の歩道舗装の色はJR敷地の舗装色に近い色の採用を予定しております。

○参考資料1の今後の方針の通り、既に施工が完了しているため、本事業での対応は困難ですが、モデル事業における新たな知見の一つとしてとりまとめさせていただきます。

※ご意見に対する回答については、本検討会の稲垣会長と内容を調整のうえ、作成しております。

東京都工事の整備状況について

浮間舟渡駅駅前広場周辺のバリアフリー化整備方針

【特定事業⑤】視覚障害者誘導用ブロックの改修
・ 浮間公園まで連続した誘導用ブロック等の設置
・ 誘導用ブロックの視認を向上させるための側帯を設置
・ JIS規格・移動等円滑化整備ガイドラインに準じた整備

【その他事項】バス乗り場の改善
・ 正着可能な乗降場とするため歩道を張り出し、三角形切り込み型へ改良
・ 正着場所に合わせてバス停を移動・調整

**【特定事業①】車止め設置位置の改善
または安全対策【整備済み】**
・ 車止めの設置間隔を広げる
・ 周辺とのコントラストを確保する
・ 車止めは視覚障害者誘導用ブロックからの離隔を確保して設置する

**【JR敷地
整備済み】**

【特定事業②】横断歩道接続部等の段差や勾配の解消
・ 車道盤上げ及び歩道盤下げを実施し、歩道勾配を改善する
・ 車道のすりつけ勾配は、車両への影響が少ない緩やかなすりつけとする
・ 横断歩道における歩車道境界部の段差を2cmにする

**【特定事業⑥】バリアフリー対応型信号機・
エスコートゾーンの整備**
・ 交通安全特定事業計画に基づき整備

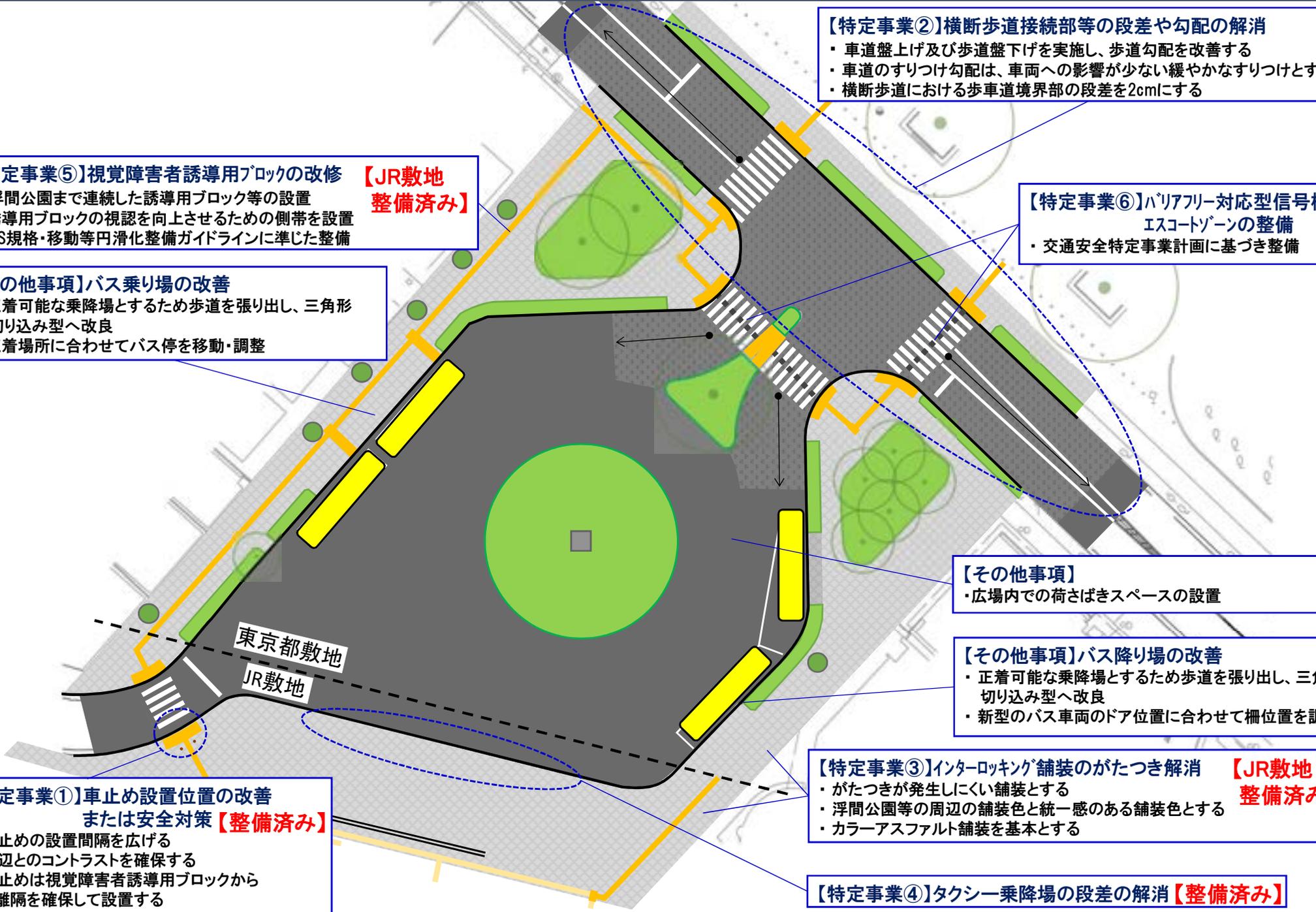
【その他事項】
・ 広場内での荷さばきスペースの設置

【その他事項】バス降り場の改善
・ 正着可能な乗降場とするため歩道を張り出し、三角形切り込み型へ改良
・ 新型のバス車両のドア位置に合わせて柵位置を調整

【特定事業③】インターロッキング舗装のがたつき解消
・ がたつきが発生しにくい舗装とする
・ 浮間公園等の周辺の舗装色と統一感のある舗装色とする
・ カラーアスファルト舗装を基本とする

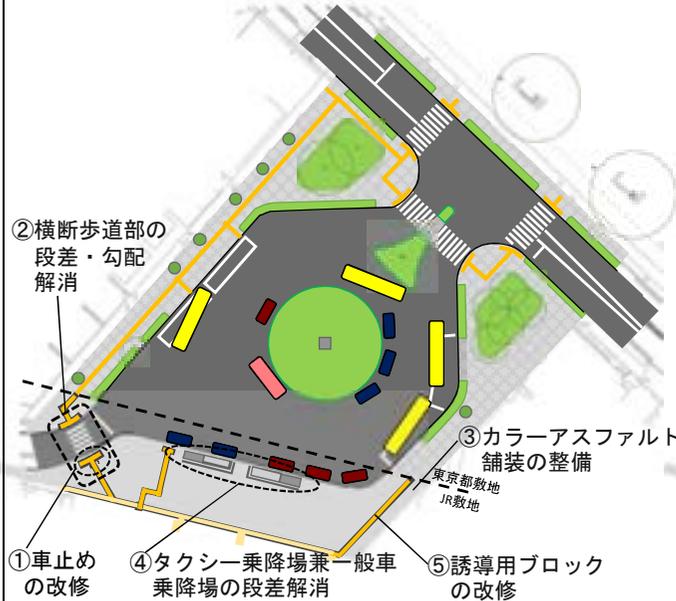
**【JR敷地
整備済み】**

【特定事業④】タクシー乗降場の段差の解消【整備済み】



東京都工事の整備内容

STEP1 東京都工事前(令和3年2月)



STEP2 東京2020大会開催時(令和3年8月時点)



STEP3 東京2020大会開催後(予定)



整備イメージ

主整備	JR	東京都	東京都、警視庁
① 車止めの改修		—	—
② 横断歩道部の段差・勾配解消		—	横断歩道部の段差・勾配解消
③ カラーアスファルト舗装の整備		—	カラーアスファルト舗装の整備
④ タクシー乗降場(兼一般車乗降場)の段差解消		—	—
⑤ 誘導用ブロックの改修		—	誘導用ブロックの改修
⑥	—	—	バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備
他	—	・タクシープールの整備 ・ロータリーの改修(三角形切り込み型バス乗降場、荷さばきスペースの整備)	浮間公園前の都道の車道幅員構成の改善

整備内容(特定事業)

STEP2 東京2020大会開催時
(令和3年8月時点)

○ロータリーの改修

- ・ 三角形切り込み型バス乗降場
- ・ 荷さばきスペースの整備

荷さばきスペース①



※写真撮影日8/19

バス乗り場①・②



※写真撮影日8/19

浮間公園

荷さばきスペース②



※写真撮影日8/19

○タクシープールの整備

タクシープール



※写真撮影日8/19

浮間舟渡駅

東京都敷地
JR敷地



工事期間中の安全対策として、下記①～④を実施している。

※写真撮影日2021年7月20日

バリアフリー対策1

仮設の視覚障害者誘導用シート設置



植樹帯跡の仮設誘導用シートの設置

バリアフリー対策3

適切な養生の実施



バス乗降場のゴム製養生マット設置

バリアフリー対策2

丁寧な仮復旧対応



横断歩道部のすりつけ

その他

保安施設の設置



荷捌き用スペースへのバリケード設置



STEP3 東京2020大会開催後(予定)

特定事業②
横断歩道部の段差
・勾配解消

特定事業③
カラーアスファルト舗装
の整備

特定事業⑥
バリアフリー対応型信号機・
エスコートゾーンの整備(警視庁)



○浮間公園前の都道の
車道幅員構成の改善

特定事業⑤
誘導用ブロック
の改修

1/2

内容	整備方針	整備イメージ	実施主体
特定事業② 横断歩道部の 段差・勾配解消 (東京都敷地)	<ul style="list-style-type: none"> ・車道盤上げ及び歩道盤下げを実施し、歩道勾配を改善する 	<p>歩道盤下げ</p> <p>車道盤上げ</p> <p>すりつけ L=約5m</p> <p>緩やかにすりつけ L=約20m</p> <p>横断歩道</p> <p>都立浮間公園</p> <p>↓浮間舟渡駅</p>	東京都
特定事業③ カラーアスファルト 舗装の整備 (東京都敷地)	<ul style="list-style-type: none"> ・がたつきが発生しにくい舗装とする ・アクリル系樹脂(自然石調:グレー色)を採用する ・東京都施工のカラーアスファルト舗装は、東京都工事着手時点のJR敷地の舗装色に近い色とする 	JR敷地の舗装色 (令和2年12月撮影)	東京都
特定事業⑤ 誘導用ブロックの 改修 (東京都敷地)	<ul style="list-style-type: none"> ・浮間公園まで連続した視覚障害者誘導用ブロック等の設置 ・事前に設置位置を確認する場を設ける ・シート型(樹脂プレート)を採用し、輝度比の確保が可能な側帯を設置 	<p>JIS T9251 規格適合製品</p>	東京都

2/2

内容	整備方針	整備イメージ	実施主体
特定事業⑥ バリアフリー対応型 信号機・エスコート ゾーンの整備	<ul style="list-style-type: none"> 音響式信号機（シグナルエイド対応、経過時間表示付）、エスコートゾーンを整備する 		警視庁
浮間公園前の都道 の車道幅員構成 の改善	<ul style="list-style-type: none"> 右折レーンの幅員が狭いため、浮間公園側の歩道を縮小し車道を拡幅 		東京都

駅前広場への高木植栽の検討

現行の方針

駅前広場の歩道上の植栽は、**現場外へ移植もしくは撤去し、歩行者等動線を確保**

東京都工事前(令和3年2月)



東京都工事後(予定)



一般利用者の声

工事期間中において、一般利用者より樹木に関する意見が複数寄せられた

《主なご意見》

- 緑陰確保等のために、高木を植えるべきではないか

歩行者等動線の支障とならない範囲で、高木植栽が可能な検討

高木植栽エリアについて

高木植栽が可能なスペースを検討し、『高木検討箇所』として整理

高木検討箇所①(バス停付近)

一般歩行者の動線に加え、バス乗車待ちの列を妨げない植栽木の配置
(バス待ち列:約30mの想定)



浮間公園

高木検討箇所①



高木検討箇所②(交通島)

交通島において、以下に含まれないエリア

- 車両の視距確保エリア()
広場内のバスの速度を20km/hと想定し、前方の視距20m(図中の黄色矢印→)を確保する上で、空けておくべきエリア
- 時計台への視距確保エリア()
時計台への視距(図中の紺色矢印→)を確保する上で、空けておくべきエリア

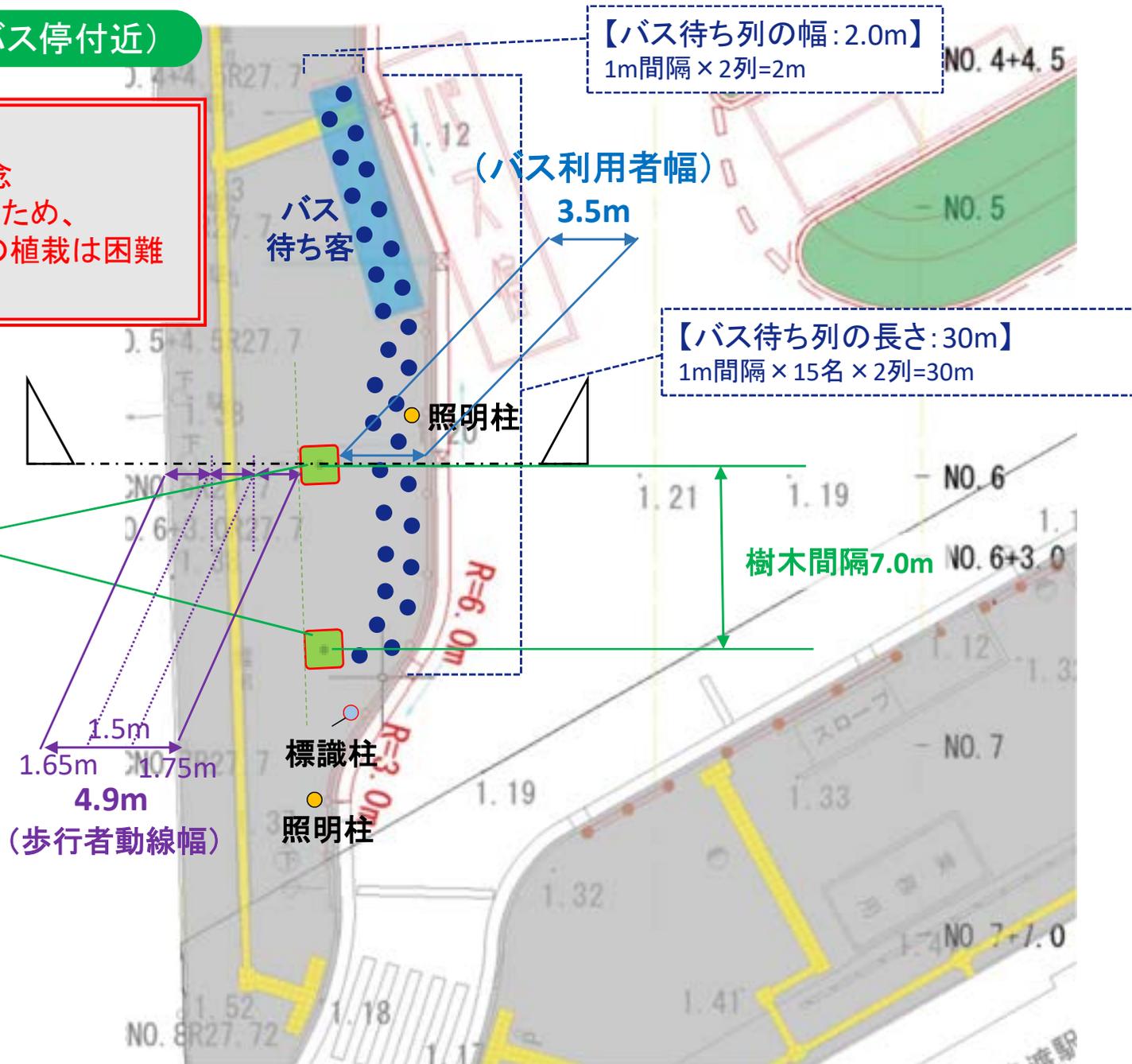
浮間舟渡駅

高木検討箇所①(バス停付近)

高木植栽の課題

- 高木の根上りが懸念
- スペースが限られるため、枝張りの大きな高木の植栽は困難
- 沿道の理解が必要

植栽ます
1.5 × 1.5m



樹木の根上り対策(例)

①根系誘導耐圧基盤 (地盤改良)

樹木の根が成長しやすい土壌に入れ替えることで、根を地中に誘導し、舗装表層への根の張り出しを防ぐ方法。

②防根シート

樹木の根の伸長を抑制するシートを舗装の表層に設置することで、根を地中に誘導し、舗装表層への根の張り出しを防ぐ方法。

③縁石・ブロック

鉛直方向に長い縁石やブロックを根の周りに設置し、根を地中に誘導し、舗装表層への根の張り出しを防ぐ方法。



①根系誘導耐圧基盤

根は、路床に設置された良好な根系伸長域に伸入し、多方向に多数の根が伸長して、樹木は健全に生育します。



従来工法



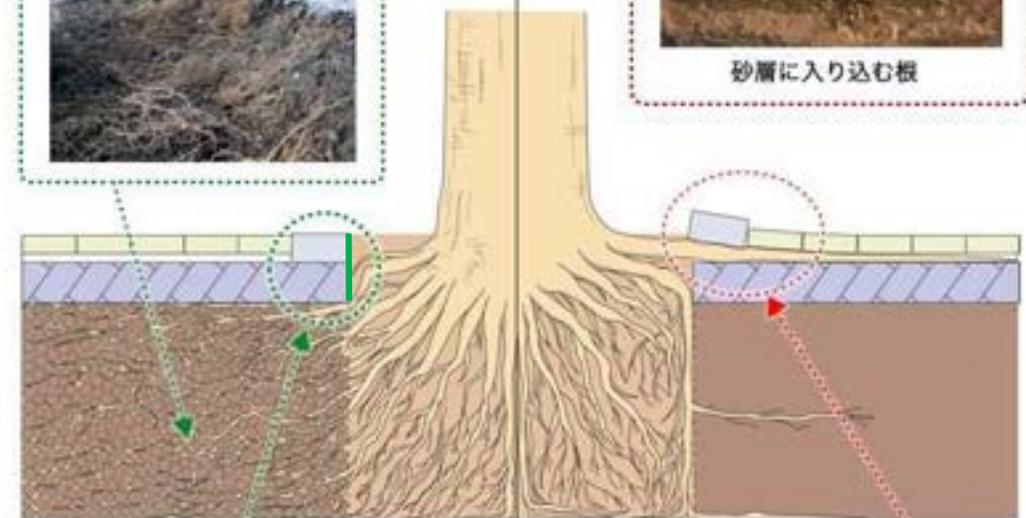
砂層に入り込む根

②防根シート

表層部分の根系侵入を抑える防根忌避シート

縁石を押し上げる根

路床が硬く転圧されているため、根は行き場を失い舗装材下の砂層に入り、舗装を持ち上げたり、縁石を押し出したりしてしまいます。



高木検討箇所②(交通島)

高木植栽の課題

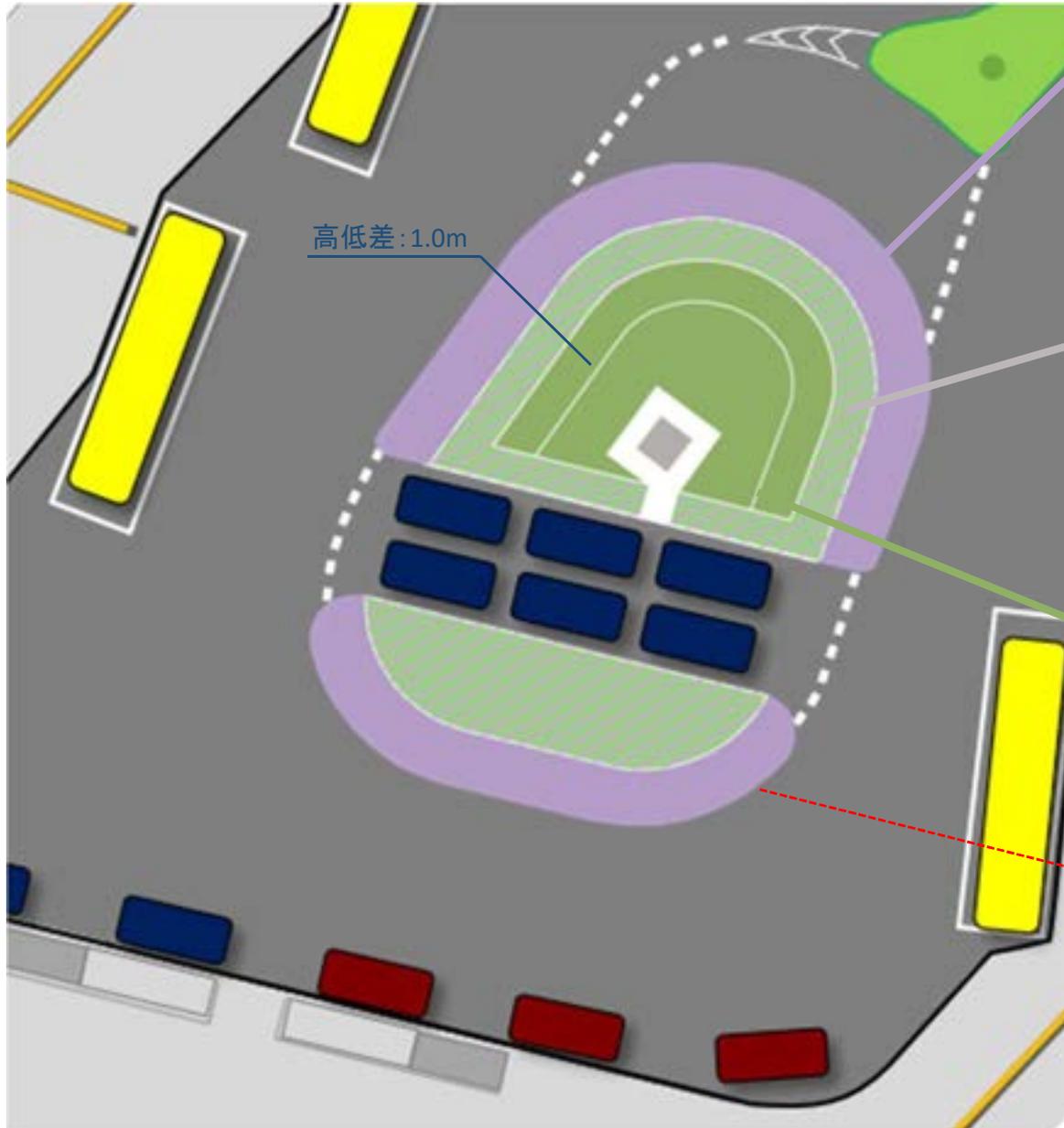
- 緑陰への寄与は小さい
- 景観の観点からも、検討が必要
- ※ 当初より、交通島は花・低木を植え、四季が感じられるよう設計(次ページ参照)



高木検討箇所②(交通島)
 交通島において、以下に含まれないエリア

- 車両の視距確保エリア()
 広場内のバスの速度を20km/hと想定し、前方の視距20m(図中の黄色矢印→)を確保する上で、空けておくべきエリア
- 時計台への視距確保エリア()
 時計台への視距(図中の紺色矢印→)を確保する上で、空けておくべきエリア

交通島植栽イメージ
(花・低木のみ)



シバザクラ(4~5月開花)



ファイリヤブラン(8~10月開花)



ハイビヤクシン(4月頃開花)



まとめ

エリア	植栽場所	配置の考え方	課題	方針
高木検討箇所①	駅前広場の歩道 (バス停付近)	歩行者・バス利用者を考慮	<ul style="list-style-type: none"> ○高木の根上りが懸念 ○スペースが限られるため、枝張の大きな高木の植栽は困難 ○沿道の理解が必要 	<p>①-A案(当初案) 高木は植栽せずに、<u>歩行空間にゆとりをもたせる</u></p> <p>①-B案 根上り対策を施したうえで、<u>高木を植栽する</u> (沿道とは別途調整)</p>
高木検討箇所②	交通島	車両の視距・時計台への視距を考慮	<ul style="list-style-type: none"> ○緑陰への寄与は小さい ○景観の観点からも検討が必要 	<p>②-A案(当初案) 高木は植栽せずに、<u>花・低木のみ</u>の植栽とする</p> <p>②-B案 <u>高木も植栽する</u> (本数等は別途検討)</p>

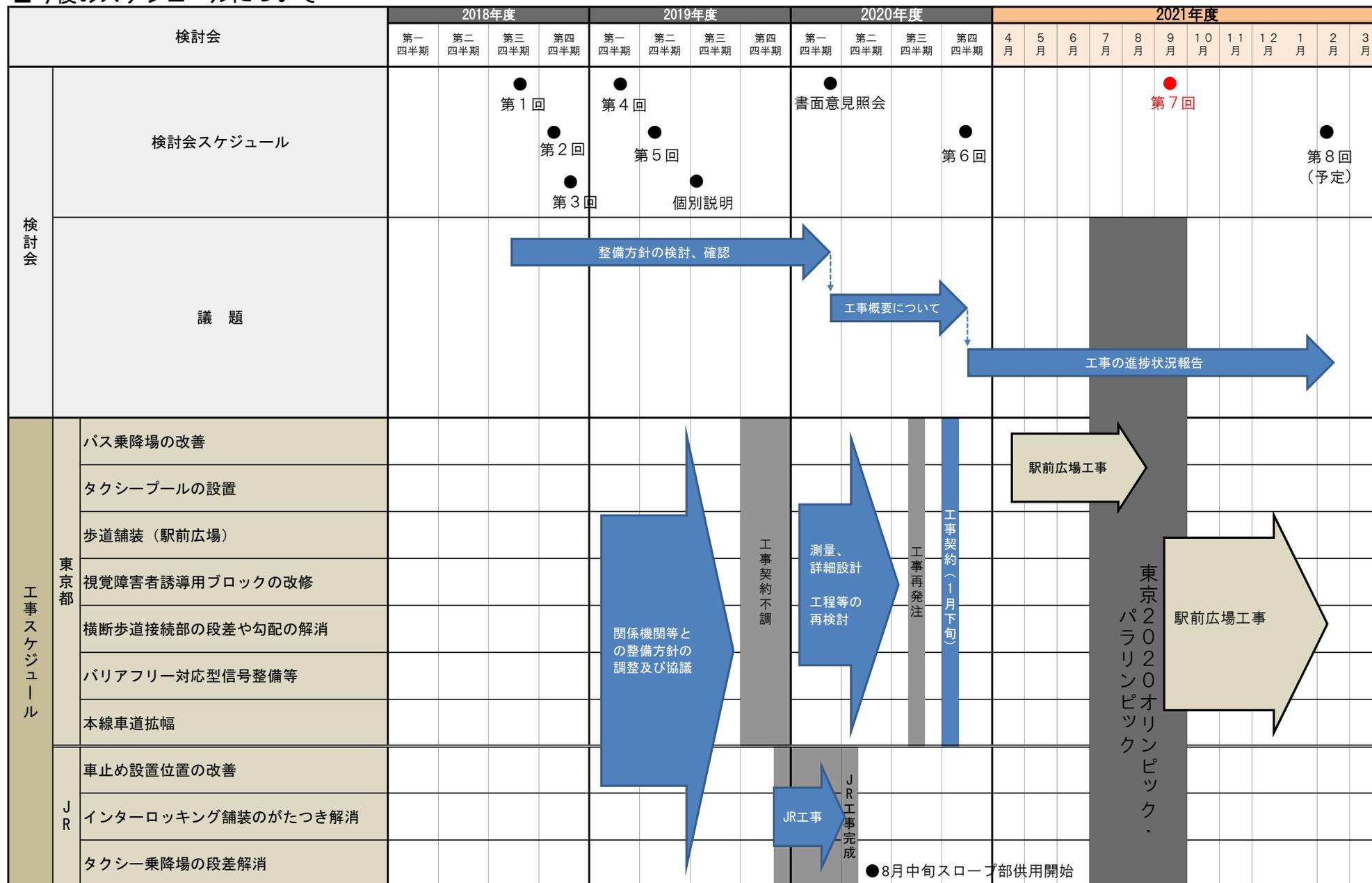
参考 イメージパース(当初案)

JR浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討 整備後イメージパース



※令和2年4月16日に書面通知したものと同じです。

■今後のスケジュールについて



浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（意見照会）

意見回答書

回答日：令和3年 月 日

氏名：_____

令和3年9月10日付 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（意見照会）資料について、下記の通り回答します。

記

1 工事の進捗について【資料4】

内容について意見や要望はありません。（ご意見が無い場合、をお願いします。）

意見等欄：

裏面へ続きます

2 高木植栽の検討について【資料5】

内容について意見や要望はありません。(ご意見が無い場合、をお願いします。)

意見等欄：

3 その他 ご意見等がありましたらお願いします

意見等欄：

以上

浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第7回） 参加者意識調査票

氏名： _____

■「浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会」の評価をお聞かせください。

1) 検討会の内容に関する理解度について

今年度の第7回検討会を終えて、会議の内容に関する理解度の評価。

資料内容についての理解度（該当する数字に○をつけてください）				
1	2	3	4	5
ほとんど 理解できなかった	あまり 理解できなかった	どちらでもない	おおむね 理解できた	よく 理解できた
【理由】 上記の評価で特に感じた点をお書きください。				

2) 意見交換について

今年度の第7回検討会を終えて、意見交換の充実度に関する評価。

自分の意見を十分に寄せた（該当する数字に○をつけてください）				
1	2	3	4	5
ほとんど 意見を出せなかった	あまり 意見を出せなかった	どちらでもない	おおむね 意見を出せた	十分に 意見を出せた
【理由】 上記の評価で特に感じた点をお書きください。				

次のページにお進み下さい

■設問 その他、会議の運営等についてご意見があれば記載ください。



アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。